

L G B T等の性的少数者に対する今年度の全庁横断的な取組について

前回の人権文化推進懇話会での御意見等も踏まえ、市民や企業に対する啓発活動に継続して取り組むとともに、今年度は次の3項目を中心に全庁的に取り組んでいる。

- ① 申請様式等における性別記載欄の全庁調査と見直しの方向性の検討
- ② 職員向けのL G B T等の性的少数者に関する手引きの作成
- ③ 本市施設における多機能トイレの表示の在り方の検討

1 庁内検討会議（L G B T等の性的少数者に関する関係課長検討会議）の設置

- 局長級職員をメンバーとする「人権文化推進会議」の下部組織として、今年度取り組む上記3項目の関係課の課長をメンバーとした会議を設置。
- 5月29日に第1回会議（全体会議）を開催。以降、項目ごとに情報共有を図りつつ、検討を進めている。

2 支援団体、企業への聞き取り調査

- 6月5日から20日にかけて、性的少数者の支援団体（2団体）及び先進的な取組を行っている企業（2社）への聞き取り調査を実施。
- 主な意見として、以下のとおり。
 - ・ 申請書様式に関して、性別記載欄は空欄（自由記載）がよいのでは
 - ・ 職員向け手引きの作成に関して、「性的少数者＝特別な存在」ということではなく、性の多様性について理解しながら、全員が当事者である、という前提で作成してほしい
 - ・ レインボーマーク（性的少数者のシンボル）の多機能トイレへの掲示については、賛否両論がある
 - ・ 当事者の中でも「そっとしておいてほしい」と思っている人がいるなど、様々な立場の方がいる
 - ・ 障害を抱えている性的少数者は障害者の集まりでは性的少数者であることを言えず、性的少数者の集まりでは障害者であることを言えないなどの状況がある

3 今年度の取組状況

（1）申請様式等における性別記載欄の全庁調査と見直しの方向性の検討

性的少数者の困りごと事例[※]のひとつとして、申請書等の性別記載欄について課題とされていることから、市が使用している申請書等における性別記載欄の点検・見直しを進めることとした。

※ 当事者に対する法整備を目的として支援者団体などの連合体により設立された「L G B T法連合会」が、264項目の性的少数者に関する困難事例リストを作成

具体的には、各局区等で現在使用している申請書等（申請書，届出書，申込書，許可書，通知書など）で、性別記載欄を設けているものについて全庁的に照会し、以下のとおり対応いただくこととした（照会内容の詳細は資料2－1）。

- ・ 性別記載欄の削除が可能であるものについては、削除
 - ・ 性別記載欄の削除が不可能であるものについても、各局区等の判断で、可能な限り性別欄の記載方法の工夫による見直し※を随時実施
- ※ 男女の2択ではなく、性別欄を自由記載方式として空欄にしておき、任意に性別を記載する方法など。所管する申請書等の性質に鑑み、どのような形式とするかは各局区等の判断とする。

（2）職員向けの性的少数者に関する手引きの作成

性的少数者の困りごと事例のひとつとして、自治体職員の理解不足について課題とされていることから、性的少数者について市職員が正しい知識を持ち、状況に応じた適切な対応を身に付ける必要があると考え、市職員向けの手引き「L G B T等の性的少数者を正しく理解するための職員ハンドブック」を作成することとした（手引き概要は資料2－2）。

ハンドブック作成後、12月の人権月間に合わせて行われる各所属での人権研修での活用を想定（各所属に依頼予定）。

（3）本市施設における多機能トイレの表示の在り方の検討

昨年度実施した性的少数者に対する他自治体への実地調査において、多機能トイレの表示に関する取組が実施・検討されていたことを踏まえ、本市においても多機能トイレの表示について検討することとした。

性的少数者の支援団体や先進的な取組を行っている企業への聞き取り調査を踏まえ、多機能トイレの表示に関する考え方を整理する（聞き取り調査の概要は資料2－3）。

4 今後のスケジュール（予定）

- 10月 申請書式等に関する性別記載欄の全庁照会の取りまとめ
- 12月 手引きを活用した各所属での性的少数者に関する人権研修を実施
- 3月 人権文化推進懇話会で報告